

単純な労務に雇用される職員の給与等に関する取扱要綱

平成24年6月15日

本部訓令第10号

この要綱は、千葉県警察に勤務する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与及び退職手当の取扱い並びに修学部分休業等に関し必要な事項を定めたものである。